

○防衛省告示第百六十八号

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二条の規定によりアメリカ合衆国が使用を許される施設及び区域について、全部返還、共同使用の条件変更及び追加提供が平成二十八年八月九日次のとおり決定された。

平成二十八年八月十二日

防衛大臣 稲田 朋美

陸上施設

◎全部返還

施設番号	施設名	所在地名	所有関係	摘	要
三一六二	由木通信所	八王子市	国有	土地…約三、九〇〇平方メートル	

平成二十八年七月一日

◎共同使用の条件変更

施設番号	施設名	所在地名	所有関係	摘 要
三〇七九	キャンプ座間	相模原市	国有	土地…約三八、〇〇〇平方メートル 建物…約二、〇〇〇平方メートル 陸上自衛隊が使用している中央即応集団司令部庁舎について、陸上総隊の新編に伴い中央即応集団が廃止されるため、共同使用の条件を変更する。

◎追加提供

施設番号	施設名	所在地名	所有関係	摘 要
二〇六五	大和王城寺原大演習場	宮城県加美郡色麻町	国有	建物…約四、七〇〇平方メートル 工作物…水道等 訓練施設として追加提供する。

使用期間…平成二十八年八月二十九日から同年九月八日までの間

陸上自衛隊大和王城寺原大演習場の施設の一部を、地位協定第二条第四項(b)の適用ある施設及び区域として提供する。この場合において、合衆国軍隊がこの施設及び区域を使用している期間中は、地位協定の関連ある条項が適用される。

四一六四 今津饗庭野中演習場 高島市

国有

建物…約五、三〇〇平方メートル

工作物…照明装置等

訓練施設として追加提供する。

使用期間…平成二十八年九月四日から同月二十一日までの間（仮設建物等を設置

する場合にあつては、その設置期間)

陸上自衛隊今津饗庭野中演習場の施設の
一部を、地位協定第二条第四項(b)の適用
ある施設及び区域として提供する。この
場合において、合衆国軍隊がこの施設及
び区域を使用している期間中は、地位協
定の関連ある条項が適用される。

五〇〇一 板付飛行場

福岡市

国有

建物・約一、四〇〇平方メートル

工作物・水道等

庁舎として追加提供する。

国土交通省航空交通管理センターの施設
の一部を、地位協定第二条第四項(b)の適
用ある施設及び区域として提供する。こ

の場合において、合衆国軍隊がこの施設及び区域を使用している期間中は、地位協定の関連ある条項が適用される。